

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案に対する意見及びそれに対する総務省の考え方

■意見募集期間：令和5年9月16日～同年10月17日

■意見提出件数：2件

意見 No.	意見提出者	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正
1	個人	該当箇所：別紙2第5の2（1） 意見：「別紙1第2の4」を「別紙1第2の5」に改める趣旨を明らかにされたい。	当該修正は、過去の改正時の参照箇所を適正にするものです。	無
2	個人	（1）意見募集の訓令案の、全体についての、賛成意見。 今回の訓令案の変更は、過年度より検討の進んでいた、AMラジオ局についての新しい政策で、FM放送電波への移行なども含む対策に必要な措置ですので、全体的な方向として、今後も、この政策を進めていただきたく、賛成意見を送付いたします。 （2）AM放送局が、FM放送局に転換する場合に、使わなくなる、中波の電波についての意見。 中波帯を使うAM放送局の場合、531～1602キロヘルツの狭い帯域の、120波ほどしかない周波数を、日本各地の送信所が共用していたり、近隣諸国の周波数と近接したり、同じ周波数で重なったりするため、中波の電波の性質上、夜間の混信問題などが起こります。これを解消していくための、AMラジオの、FM放送転換でもあると、解釈いたします。 人気のある番組も多い、夜間の放送が困難な、中波のAMラジオ放送は、時代の流れとして、FM放送への転換がよいと考えられます。 しかし、夜間に、近隣諸国同士での混信問題があるのは、逆に、一種の「国際放送用の電波」として、利用できる可能性があることも意味します。 たんに、FM放送への移行で、電波を空けてしまうだけにしないで、近隣諸国と話し合って、20世紀には国内放送用として各国で使われた、中波帯のAMラジオ放送についても、短波放送で行われたような、国際放送への用途として、再活用を考えたほうがよいと思います。 FM放送転換で空いていく、AMラジオ局の周波数は、例えば、東京圏で、TBSラジオ+文化放送+ニッポン放送、3局合同によって、1つの、大出力のAM送信所に集約して、共同運営のAMラジオ局を作ったりして、周波数は、近隣諸国との混信の少ない、TBSの、954キロヘルツにして、出力については、	（1）については、賛同の御意見として承ります。 （2）については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無

	<p>今の100キロワットでなく、NHK送信所のような、300～500キロワットなど、日本の広範囲や、近隣諸国でも受信可能なAM送信所として、非常時のAM送信でのバックアップ等や、国際放送的な利用など、さまざまな活用を考えてもいいはずです。</p> <p>中国では、近年でも、地方ローカルの、中波AM曲の新設などもあり、ユーラシア大陸、アフリカ大陸方面では、短波ラジオもまだ活用の地域もあります。</p> <p>長波帯（LW）は、航空機ビーコン等の用途だったため、放送に使っていませんでしたが、技術の進歩で、使われなくなって空いてきており、放送用などでの再活用は、可能です。</p> <p>低い周波数帯の、大出力送信所の新設により、近隣諸国との相互での、国際ラジオ放送サービスの相互運用など、各国の国民の交流に役立つ、21世紀のための、新しい放送政策を考えてもよい時期だと思います。</p>	
--	---	--